様式第１号の１

捨印　捨印

連絡先　川山行政書士事務所
電話番号　０５５－９３４－４７５７

農地法第３条の規定による許可申請書

平成２８年４月１日

沼津市農業委員会会長　殿

＜譲渡人＞
住所　沼津市東米山１０００番地
氏名　田川　一郎　印

＜譲受人＞
住所　沼津市西庄栄２０００番地
氏名　畑山　二郎　印

下記農地（~~採草放牧地~~）について
○賃借権
所有権
使用貸借による権利
その他使用収益権（　　）
を
○設定（期間５年間）
移転
したいので、農地法第３条第１項に規定する許可を申請します。（該当する内容に○を付してください。）

記

１　申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人	田川　一郎	６５歳	農業	沼津市東米山１０００番地
譲受人	畑山　二郎	５０歳	農業	沼津市西庄栄２０００番地

２　許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積(㎡)	対価、賃料等の額（円）〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称〔現所有者が登記簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
沼津市南米山字高島３０００番	田	田	８００	8,000	田川　一郎		
〃３００１番	〃	〃	９００ 計：１,７００	9,000 (10,000/10ａ)			

３　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①権利の設定時期　平成２８年３月１日
②土地の引渡しを受ける時期　平成２８年３月１日
③契約期間５年

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ　一般申請記載事項

＜農地法第３条第２項第１号関係＞

１－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地	自作地	５，２００	２，０００	３，２００		
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
所有地	非耕作地					

		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地面積（㎡）
所有地以外の土地	借入地	７，５００	７，５００			
	貸付地					

		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
所有地以外の土地	非耕作地					

1－2　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稲	花木						
権利取得後の面積(㎡)	１１，２００	３，２００						

※権利を有する農地の面積と権利を取得しようとする農地の面積の合計を記載してください。

(2) 大農機具又は家畜

種類／数量	トラクター	田植え機	コンバイン		
確保しているもの 所有 リース	２０ｐｓ １台	１台	１台		
導入予定のもの 所有 リース 〔資金繰りについて〕					

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦３２年、農業技術修学暦　　年、その他（　　）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：　２　(農作業経験の状況：　３年～２８年の農作業従事　)	
	増員予定：　(農作業経験の状況：　　)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：　(農作業経験の状況：　　)	
	増員予定：　(農作業経験の状況：　　)	

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間　　２km

＜農地法第３条第２項第２号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

２　その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第３条第２項第３号関係＞

３　信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第３条第２項第４号関係＞（ 権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

４　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の２親等内の親族をいいます。）

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名　畑山二郎　花子

(2) 年齢　５０歳、４５歳

(3) 主たる職業　農業、農業

(4) 権利取得者との関係　本人、妻

(5) その者の農作業への従事状況（ 該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→
その者が農作業に常時従事する期間	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

＜農地法第３条第２項第５号関係＞

５－１　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積＋権利を取得しようとする農地の面積）＝　１４，４００　（㎡）

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）＝　（㎡）

５－２　権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、５－１を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

□　**権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。**

□　**権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。**

（「所要の面積」とは、40ａです。ただし、戸田・井田地区は20aです。）

□　**本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。**

＜農地法第３条第２項第６号関係＞

６　農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

□　賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝　　、裏作の作付内容＝　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

＜農地法第３条第２項第７号関係＞

７　周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

①　取得する田の周囲は水稲地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をします。
②　地域の水利調整に参加し、取り決めを遵守します。
③　地域の農地の利用調整に協力します。
④　農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。